

(写)

府 監 第 1 7 4 8 号  
平成 1 8 年 1 1 月 2 8 日

(請 求 人) 様

	大阪府監査委員	磯 部
		洋
同		井戸根 慧
		典
同		隅 田 康
		男
	同	東
		武

### 住民監査請求について（通知）

平成 18 年 10 月 27 日付けであなたから提出のあった請求については、下記のとおり却下します。

### 記

#### 第 1 請求の内容

本件の住民監査請求の内容は、次のとおりである。

『請求人は、2006 年 8 月 22 日に同一事案の監査請求を行ったが、大阪府監査委員が、監査請求を受理することなく、これを却下したため、再度監査請求を行うものである。』

堺市立の 3 つの中学校で、少人数教育を実施するための教員加配（臨時増員）制度によって、定員より多い教員を配置されながら、実際には少人数教育をしていないことが、6 月 21 日、新聞各紙に報道されている。

また、その後の報道では、大阪府が、府下市町村で、同制度を用い

た同様の不正事例がないかどうかの調査を指示した旨、報道もされている。

新聞報道がなされた後の2006年8月22日、請求人は、大阪府教育委員会小中学校課教務グループ（A主査）に架電にて問い合わせたが、堺市教育長が大阪府教育委員会教育長（小中学校課長宛）に虚偽の報告をし、不正に職員加配の人件費を詐取した結果、損害額の相当額も含め、また、過去に遡って現在調査中であるが、これを含め、今後の行政の対応については、8月末をもって、報告される予定との回答があった。その後、2006年10月27日、担当課である同教職員人事課小中学校グループ（B主事）に問い合わせをしたが、文部科学省と協議中であり、結論が出ていない状況であると説明された。

8月22日、請求人は、教職員の人件費について、担当課である同教職員人事課小中学校グループ（B主事）に問い合わせをしたが、堺市の報告を待っているところであるが、真正な勤務の実態を示す記録がなく、調査が困難であるとのことであった。なお、人件費については、一般的には、教員一人あたりの給与総額は、900万円であるが、本件事案にかかわる損害額の計算は、まだ出来ていないが、国、大阪府がおよそ折半をする計算となると考えられるとのことである。

既に新聞報道により判明している堺市立の3中学についての他、具体的な不正行為の態様が存在する蓋然性は高いと考えられる。

しかし、報道が6月21日になされ、それより、4ヶ月を経過した現在においてもなお、再度の監査請求のこの時点をして、未だ結論が出ておらず、大阪府、堺市そして国の対応は、あまりに稚拙としか形容のしようがない。

前回の監査請求において、大阪府監査委員は、「教員加配分の人件費を、大阪府が堺市に支給する行為が違法、不当となるのは、堺市が大阪府に対して虚偽報告したことによると主張していると思われる。しかし大阪府は、府費負担教職員に対して直接給与を支給しており、堺市を通じて支給していない。したがって、大阪府が堺市から事実と異なる人件費の請求を受けて詐取をされることはないため、対象となる財務会計行為等が指摘されているとはいえない。」というが、誤りである。

実施することの予定もまた、その実績もなかった少人数教育における加配教員の配置の要請（申込）を行い、実施しなかったにもかかわらず、虚偽の報告を行ったという非財務会計行為における違法行為を前提にして（あるいは、人件費の支給という財務会計行為と密接不可分な行為でもある）、大阪府が当該少人数教育における加配教員につい

て人件費を支給したのであって、その結果として、詐取されたものであり、明確に財務会計行為を指摘しているものである。具体的な金額等については、大阪府、文部科学省が現在協議中ということで、特定に困難性があるが、いずれにしろ、これが原因で、違法確認の請求が妨げられることはないのであって、大阪府監査委員の判断は、地方自治法の住民監査請求制度の無理解に基づくものであるとしかいえない。

したがって、請求人は、前記3中学の事例をはじめ、大阪府監査委員に対し次の措置を再度、もとめる。

- 1 堺市教育長が大阪府に対して、虚偽の報告を行い、国、大阪府から、加配教員の人件費を請求したことの違法確認（平成13年度から平成18年度）
  - 1-2 堺市教育長の虚偽報告に基づき、大阪府教育長が加配教員の人件費を支給したことの違法確認（平成13年度から平成18年度）
  - 1-3 大阪府教育長が加配教員の人件費を堺市教育長に返還を求めないことの違法確認（平成13年度から平成18年度）
- 2 堺市教育長が大阪府に対して、虚偽の申請・報告を行い、国、大阪府が、加配教員の人件費を支給したことによる堺市立中学校職員、若しくは、堺市教育長に対する不当利得返還請求（平成13年度から平成18年度）
- 3 堺市教育長が大阪府に対して、虚偽の申請、報告を行ったという不法行為により、国、大阪府から、加配教員の人件費を支出させたことによる損害賠償請求（平成13年度から平成18年度）
- 4 堺市市立中学校（若松台、浅香山、津久野）における虚偽報告による加配教員にかかわる人件費（平成16年度から平成17年度4,500万円（教員一人あたりの給与総額を900万円として）の府費負担額約2,250万円の不当利得、不法行為（詐欺）による損害賠償請求
- 5 府下市町村の教育長が、大阪府に対して、虚偽の報告等を行い、不正に加配教員の人件費を支出したことの有無、不正請求があった場合の違法確認（平成13年度から平成18年度）
- 6 府下市町村の教育長が大阪府に対して、虚偽の報告を行い、国、大阪府が、加配教員の人件費を支出した場合における不当利得損害賠償請求（平成13年度から平成18年度）
- 7 府下市町村の教育長が大阪府に対して、虚偽の報告を行い、国、

大阪府が、加配教員の人件費を支出した場合における当該不法行為（詐欺）による損害賠償請求（平成13年度から平成18年度）  
8 その他必要な措置

以上

請求事項4についてのその補足説明（2006年8月22日 C堺市教育教務担当課長による口頭説明）

学校名	若松台中学	浅香山中学	津久野中学
虚偽報告の内容	平成17年度数学(1名)	平成17年度社会(1名)	平成16年度英語(1名) 平成17年度英語(1名) 平成17年度理科(1名)

』

## 第2 地方自治法第242条第1項の要件に係る判断について

1 本請求は、請求人も記載しているとおり、平成18年8月22日付けで請求があり、同年9月22日付けで却下した事案と、実質的には同一である。

大阪府においては、本件について現在も引き続き調査及び協議中であり、同年9月22日付け府監第1553号で通知（以下「前回通知」という。）した時点と、事実関係は変化していない。

したがって、現時点では、大阪府監査委員の判断に変更の余地はない。

2 なお、請求人は、堺市が大阪府に対して加配教員の配置について虚偽の報告を行ったという非財務会計行為の違法性が、大阪府の人件費支給という財務会計行為に承継されると主張していると解される。

しかし、虚偽の報告が存在するか否かは確定していないとともに、大阪府が給与を支給したこと自体の効果は、それぞれの勤務実態などにより別途判断されるものであり、少なくとも現時点では違法・不当な公金の支出とは確定していない。

3 前回通知において、「本件については、大阪府において現在調査中であるが、仮に大阪府の調査において、請求人の主張するような堺市の虚偽報告が明らかになったとしても、その事後処理をどうするかについては大阪府が今後関係機関と協議して決定すべきものである。

堺市が大阪府に不法行為や不当利得をしたかどうかは通常その事後処理の中で確認すべきものであり、仮にそのような不法行為等が

あったとしても、それが確定した時点で大阪府はその損害賠償や不当利得の返還を請求することができるため、現時点では大阪府教育委員会に怠る事実は存在しない。」と述べたところであるが、その認識に変わりはない。

### 第3 結論

以上のとおり、本件住民監査請求は、地方自治法第242条第1項の要件を満たさない請求であるから却下する。